

令和2年10月30日

保護者様

岡山県立総社高等学校
校長 豊田 晃敏

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

平素より、本校の教育活動について、御理解と御協力を賜りまして、ありがとうございます。

現在、県立学校では、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）に罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出していただいているところですが、このたび、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、治癒証明書の取扱いを変更すると県より連絡がありました。

つきましては、本校においては、感染症予防対策のため、以下の対応をさせていただきますので、更なる御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 インフルエンザに罹患したと診断された場合

インフルエンザに罹患したと診断された後、再登校に当たっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する「インフルエンザ罹患報告書」（別紙様式）を学校に提出するようお願いいたします。

裏面<記入例>を参考に、全ての基準を満たしており、再登校が可能であることを、保護者の責任において確認する様をお願いいたします。

再登校の際には、「インフルエンザ罹患報告書」を担任または保健室で内容の確認を受けてから教室へ入室する様をお願いいたします。

2 その他の感染症（感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎等）に罹患したと診断された場合

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症については、従前どおりとし、原則として、「治癒証明書」を学校に提出するようお願いいたします。

3 風邪症状があり、学校を欠席や早退された場合

新型コロナウイルス感染症予防対策として、暫くの間は引き続き、出席停止の扱いとなりますので、再登校に当たっては、「健康観察記録表（保護者記入）」を学校に提出するようお願いいたします。